

その他総合相談に関するお問い合わせ

坂井市商工会

受付時間 (月曜日～金曜日) 8:30～17:00

TEL 0776-66-3324 (本所)

坂井市商工会は、国や県の小規模企業支援施策の実施機関として様々な事業を実施するとともに、地域事業者が会員となってビジネスマッチングやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。経営に関することなら何でもご相談ください。

経営相談ホットライン

受付時間 (月曜日～金曜日) 9:00～17:00

相談窓口：中小機構 TEL 050-3171-8814

経営に関することなら何でもご相談ください。

総合相談窓口

受付時間 (月曜日～金曜日) 9:00～17:00

相談窓口：公益財団法人 ふくい産業支援センター TEL 0776-67-7400

創業や企業活動を進める際のお悩みに対して、中小企業診断士等の資格をもつ専門家が、センター職員と連携し、皆様と一緒に課題解決に取り組めます。

福井県事業引継ぎ支援センター

受付時間 (月曜日～金曜日) 8:30～17:00

相談窓口：福井商工会議所 TEL 0776-33-8279

国の委託を受けて福井商工会議所が設置している公的な相談窓口です。後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の事業の承継・引き継ぎの相談に対応します。

国の施策に関するお問い合わせ

『ミラサポ plus』

URL: <https://mirasapo-plus.go.jp/>

中小企業・小規模事業者向けの補助金申請や事業支援のサポートを目的とした国のWebサイトです。

坂井市 産業環境部 観光産業課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
TEL 0776-50-3153 FAX 0776-68-0440
Eメール: kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

坂井市商工会

〒919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄2-10-1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023

坂井市中小企業者等向け 支援制度のご案内

がんばる中小企業者の皆様に支援します！

坂井市では、市内産業の活性化を図るため、中小企業者等の皆様や商店街等振興組合を対象に、経営をサポートする様々な支援策を用意しています。

坂井市の中小企業者等向け支援制度一覧

- ① 坂井市制度融資保証料補給事業
- ② 坂井市小規模事業者経営改善資金利子補給事業
- ③ 坂井市企業キャリア支援事業
- ④ 坂井市中小企業人材育成支援事業
- ⑤ 坂井市UIJターン就職者等奨励金
- ⑥ 坂井市中小企業振興支援事業及び坂井市工業振興支援事業
- ⑦ 坂井市商店街等振興事業
- ⑧ 福井県制度融資経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)利子補給事業
- ⑨ 坂井市小規模事業者等コロナ対策応援事業

坂井市・坂井市商工会

1 坂井市制度融資保証料補給事業

坂井市中小企業者等振興資金の融資実行の際に保証協会に支払う必要のある保証料を市が一部負担することで、融資を受けた方の負担を軽減し、安定した経営、事業の拡大を支援します。

対象・要件

一般資金対象者…1年以上継続して事業を営んでいること。
 また個人の中小企業者にあつては市内に住所を有し、法人の中小企業者にあつては市内に事業所を有していること。
 開業資金対象者…新たに中小企業者として事業を開始しようとする者、または事業を開始した日以降1年を経過しない中小企業者で、個人にあつては市内に住所を有し、法人にあつては、市内に事業所を有し、または有しようとしていること。

支援内容

1) 振興資金制度の内容

資金の種類	資金用途	限度額	融資期間	融資利率	返済方法	担保・連帯保証人
一般資金	運転資金	1,000万円	7年以内 (据置1年以内を含む。)	1.30% (保証協会保証付で1.00%)	月割賦による 元金均等償還	取扱金融機関の 定めによる。
	設備資金	3,000万円	7年以内 (据置6か月以内を含む。)			
開業資金	運転及び 設備資金	1,500万円	7年以内 (据置1年以内を含む。)	0.90% (無担保) 1.00% (有担保) (原則:保証協会保証付)		

2) 保証料補給

坂井市中小企業者等振興資金において、信用保証協会の保証を受けた方に、保証料率0.6%相当分を補給します。

問い合わせ先

- 坂井市内の取扱金融機関
 - 坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153
- ※融資利率は変更になることがあります。(表中の利率は2020年4月1日現在です)

2 坂井市小規模事業者経営改善資金利子補給事業

小規模事業者経営改善資金の融資を受けた小規模事業者の方の金利を市が一部負担することで、融資利用者の負担を軽減し、安定した経営を支援します。

対象・要件

日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けている者で、市内に引き続き事業所(個人にあつては住所)を有し、融資資金の償還を遅滞なく続行し、又は完済しており、かつ、市税を完納している者。

支援内容

融資利率から福井県が補給する相当利率を引いた率の半分を元の融資利率で除した率相当の利子補給を行います。(2020年4月1日現在の福井県補給率は0.5%、市の補給率はおよそ0.3%程度となります。)

問い合わせ先

- 坂井市商工会 TEL: 0776-66-3324
- 坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153

9 坂井市小規模事業者等コロナ対策応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、感染防止対策費用の一部を補助することで、感染症対策を図るとともに、事業者支援を行います。

対象・要件

「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染防止対策を実施した市内事業者

支援内容

新型コロナウイルス感染症防止対策に要した経費の1/2を補助(上限5万円)

申請期間

令和2年9月1日(火)～令和2年11月30日(月) ※当日の消印有効

注意

- ・申請は1事業者につき1回限りで、郵送で受付します。
- ・申請方法など詳しくは市のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

- 坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153

その他の支援制度

問い合わせ先 (制度1・2)坂井市観光産業課 TEL: 0776-50-3153
 (制度3・4)坂井市商工会 TEL: 0776-66-3324

1. 坂井市企業立地奨励金制度

坂井市に進出いただける企業、また市内での事業施設の増設を行う企業に対して、奨励金制度があります。

2. 坂井市空家活用ビジネス支援事業

安全で安心な活力あるまちづくりのため、中小企業者が市内一戸建ての空家及び空店舗を活用する事業について支援します。

3. 小規模事業者後継者支援事業

市商工会では、後継者に事業を移譲する際に店舗改装や新たな販路開拓など、経営改善を行うための経費に対して50万円を限度に費用の一部助成を行います。

4. 新規創業支援制度

市商工会では、市内で新規に創業する方に対し、創業にかかる事業計画の作成支援と経費の一部を助成する支援事業を行います。



7 坂井市商店街等振興事業

市内の商店街振興組合等が行う環境整備事業や活性化事業に要する経費に対して支援します。

対象・要件

商店街組合法に規定する商店街振興組合及び商店街において5店舗以上で組織する任意団体及び丸岡町TMOが実施する事業であること。

支援内容

1 商店街環境整備事業

アーケード、カラー舗装、花壇、噴水、駐車場、駐輪場、コミュニティ施設及びファサードの改装等

補助率 補助対象経費の1/2以内(工事費20万円以上)

助成額 1補助事業者100万円以内

2 商店街活性化事業

共同宣伝、売出し事業、ポイントカード導入事業、空き店舗を活用した事業、ホームページ開設事業、研修会開催、各種調査事業

補助率 補助対象経費の1/3以内

助成額 1補助事業者50万円以内

注意

必ず事業を開始する前に申請書を提出して下さい。

問い合わせ先

●坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153

8 福井県制度融資経営安定資金(新型コロナウイルス対策分) 利子補給事業

新型コロナウイルス感染症の被害を受けた中小・小規模事業者の経営基盤の強化を支援するため、セーフティネット保証第4号の認定を受け、福井県が運用している経営安定資金の借入を実行した中小企業者の方を対象に、融資を受けた日から3年を経過する日に属する月までに支払った利子を全額補給します。

対象・要件

福井県中小企業者向け制度融資経営安定資金(新型コロナウイルス対策分)の融資を令和2年3月6日から同年12月31日までに受けている方で、市内に引き続き事業所を有し、融資資金の償還を遅滞なく続行し、又は完済しており、かつ、市税の滞納がない方。

支援内容

融資を受けた日から3年を経過する日に属する月までに支払った利子を全額補給

注意

- ・対象者の方には1月~2月頃に申請書を郵送します。
- ・坂井市外に事業所を移転している場合、移転するまでにお支払いされた利子を補給します。
- ・坂井市外で融資を受けたのち、坂井市内に事業所を移転した方はお問い合わせください。

問い合わせ先

●坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153

3 坂井市企業キャリア支援事業

市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用へ転換した場合や、育児休業取得者を原職に復帰させた事業者に対して支援します。

対象・要件

国の助成事業で認定された市内の事業所で、対象となる労働者は市内に居住していること。また市税を完納している事業者であること。

支援内容

1 キャリアアップ支援事業

市内の企業が、非正規雇用労働者を正規労働者に転換した場合に事業所に支給する。

支給額 支給対象者1人あたり 10万円

(加算額)・支給対象者が40歳未満の場合 10万円

・支給対象者が母子・父子家庭の母・父の場合 5万円

*ただし、対象労働者の合計人数は、年間1事業所5人までとする。

2 子育て両立支援事業

市内の中小企業が、育児休業取得者の代替要員を確保し、市内に居住している当該休業取得者を原職等に復帰させた事業所に支給する。

支給額 支給対象者1人あたり 10万円

問い合わせ先

●坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153

4 坂井市中小企業人材育成支援事業

市内の中小企業に勤務する従業員の方の資質向上のため、人材育成研修に係る費用に対して支援します。

対象・要件

本社又は事業所が市内にある中小企業で、市税を完納している事業者であること。
なお、他の公的機関から同種の補助金を受けていないこと。

支援内容

・市内の中小企業者の従業員に対して、人材育成機関である国・県・(公財)ふくい産業支援センター等市が認めた公的機関で開催する講座の受講料やテキスト代で、1研修で1人あたり1万円を超える経費(資格取得に係る経費は除く)

・市内の中小企業者が人材育成機関に委託した企業内研修に係る経費

補助率 補助対象経費の1/2以内で、1事業所年間10万円以内

注意

必ず事業を開始する前に申請書を提出して下さい。

問い合わせ先

●坂井市産業環境部観光産業課 TEL: 0776-50-3153

5 坂井市UIJターン就職者等奨励金

県外に1年以上居住していた方が坂井市に移住(転入)し、市内の中小企業に就職、もしくは市内で新規創業した場合、対象者に奨励金を交付します。

対象・要件

- 1 UIJターン者のうち、対象企業に正規雇用された者又は本市において起業した者
- 2 対象企業に正規雇用として採用されてから6ヶ月以上本市に定住し、かつ、継続して雇用されている者又は起業後6ヶ月以上本市に定住し、かつ、継続して事業を営んでいる者
- 3 転入が転勤又は出向によるものでない者
- 4 対象企業への採用時又は起業時の年齢が満18歳以上45歳未満の者
- 5 奨励金の交付後、引き続き5年以上本市に定住する意志のある者
- 6 市税等の滞納がない者

※UIJターン者：県外に1年以上居住していた者で、市内に転入したもの(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者)又は本市の住民基本台帳に登録されたまま、学生として県外に1年以上居所を有した後、対象企業による雇用に際し新たに市内に居所を有することとなったもの。

対象企業：本市に本店又は支店等を有する企業で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者

起 業：事業を営んでいない個人が、事業を新たに開始すること又は会社を新たに設立し運営すること。ただし、個人事業主は除く。

転 勤：自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、職種、職務内容又は勤務場所が変更されるもの。

出 向：自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、他の企業の事業所においてその企業の業務に従事すること。

支援内容

支給額 支給対象者1人あたり10万円

扶養親族等1人につきそれぞれ5万円(配偶者又はその他扶養親族とともに転入した者)を加算

限度額 20万円

問い合わせ先

●坂井市産業環境部観光産業課 TEL:0776-50-3153



6 坂井市中小企業振興支援事業及び坂井市工業振興支援事業

市内の中小企業者が、販路開拓やものづくりの推進に取り組む事業に係る費用に対して支援します。

対象・要件

本社又は事業所が市内にある中小企業者または中小企業者で構成するグループ等で、市税を完納している事業者であること。なお、日本標準産業分類大分類D.建設業、E.製造業に分類される中小企業者等は「坂井市工業振興支援事業」の対象となります。

支援内容

1 知的財産権等取得活動事業

特許、実用新案、意匠、商標登録の産業財産権を取得した場合に要する経費(商標出願・登録印紙代、出願手数料、審査請求手数料、通信運搬費、他の専門機関への委託費)

2 産学官連携促進支援事業

大学や公的研究機関との共同研究で連携した事業に要する経費(報償費や需用費(食糧費は除く)、役務費、委託料)

3 展示会出展事業

県外及び海外で行う展示会出展に要する経費(小間料、展示装飾、展示会に要する旅費、運搬費、需用費(食糧費は除く))

4 販路開拓支援事業

県外で自社製品の販路開拓する際に要する経費(展示会出展に関するものを除く)(旅費、宣伝広告、マーケティング活動のコーディネート委託費)

5 新商品開発事業(坂井市工業振興支援事業のみ)

事前に市が認めた製造業におけるの新商品開発に要する経費(開発に関する外注委託費、宣伝広告費)

6 先進地視察事業(繊維製造業者のみ)

県外又は海外への視察を行うために要する経費(旅費のみ)

補助率 補助対象経費の1/2以内

*国・県等より同種の補助金を受けた場合で、市の補助との併用が認められているものは、補助対象経費の1/6以内とする

*先進地視察事業については補助対象経費の1/4以内

助成額 年間1補助事業者につき、20万円以内とするが、海外の展示会出展は30万円以内。

(繊維製造業者のみ、国内の事業でも30万円以内)

ただし、中小企業者が連携して実施する場合、20万円に連携した事業所数を乗じた額以内とするが、上限を50万円とする。(海外の展示会出展は75万円以内)

繊維製造業者間が連携し実施する場合、30万円に連携事業者数を乗じた額以内とするが、上限を100万円とする。

注意

- ・必ず事業を開始する前に事業計画書を提出する必要があります。
- ・補助対象となる場合、観光産業課に申請書を提出してください。
- ・商工会で、計画書作成の支援を受けることができます。

問い合わせ先

●坂井市産業環境部観光産業課 TEL:0776-50-3153

●坂井市商工会 TEL:0776-66-3324

